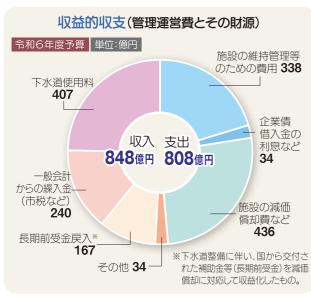
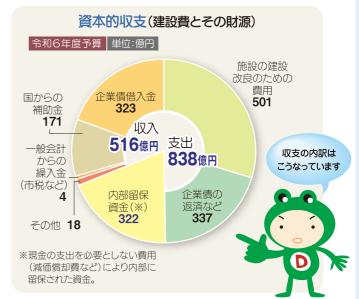
下水道事業の財政

下水道事業は、経常収支が明らかになるように、

一般会計とは別に特別会計「下水道事業会計」を設けて運営しています。

下水道事業会計 家庭や工場から出る 汚水を処理する経費 下水道使用料でまかなう 汚水を処理する経費 下水道事業会計 → 一般会計繰入金(市税)でまかなう 資本的収支 ▶ 施設の建設に関するもの





(今和5年1日1日11年)

下水道に排出する汚水の量に基づき下水道使用料を負担していただいています。

雨水の排除に要する経費は、原因者が特定できず、その効果が広範囲に及ぶことから、市税等(一般会計からの繰入金)でまかなっています。

■下水道使用料計算式(1か月につき)

_					(令机5年4月1日現在)
	種	別	使 用 水 量	単価	計算式
下水道を		基本額	10m³まで		550円×1.10=605円
		超過額 (1m³当り)	11m ³ ~20m ³	61円	(61円×水量 - 60円)×1.10
			21m ³ ~30m ³	83円	(83円×水量 - 500円)×1.10
よるんだね			31m ³ ~50m ³	103円	(103円×水量 - 1,100円)×1.10
P	一般 汚水用		51m ³ ~100m ³	119円	(119円×水量 - 1,900円)×1.10
			101m ³ ~200m ³	136円	(136円×水量 - 3,600円)×1.10
			201m ³ ~500m ³	159円	(159円×水量 - 8,200円)×1.10
			501m ³ ~1,000m ³	180円	(180円×水量 - 18,700円)×1.10
			1,001m ³ ~5,000m ³	215円	(215円×水量 - 53,700円)×1.10
			5,001m³以上	234円	(234円×水量 - 148,700円)×1.10
	湯屋用	基本額	10m³まで		550円×1.10=605円
		超過額	11m³以上(1m³につき)	18円	(18円×水量 + 370円)×1.10

大都市の下水道使用料

大阪市の下水道使用料は、使用水量10m3までは605円、それ以上は水量が多くなるほど単価も高くなる制度になっています。一般の家庭で1か月に使用する水量はおよそ20m3で下水道使用料は1,276円になります。これは、大都市(東京都区部と政令指定都市)の中では、最も安価な下水道使用料となっています。

地下水(井戸水や温泉水など)や雨水再利用水を使用する場合は、「公共下水道使用開始届」を提出する必要があります(詳しくは建設局経理課へ **四**06-6615-7545)。

